

# 原木しいたけ種駒購入サポート事業実施要領

令和 8 年 3 月 1 0 日

環境森林部山村・木材振興課

この要領は、原木しいたけ種駒購入サポート事業補助金交付要綱（令和 8 年 3 月 1 0 日定め。以下「要綱」という。）に定めるもののほか、原木しいたけ種駒購入サポート事業（以下「本事業」という。）の実施に必要な事項を定めるものとする。

## 第 1 趣旨

原木しいたけ生産における資材価格の高騰の影響により、生産者の経営を圧迫している状況を鑑み、経営への影響緩和と生産意欲の維持が重要であることから、本事業は、緊急対策として次期生産に必要な原木しいたけ生産資材に対する支援事業を実施するものである。

## 第 2 事業の種類

この要領で実施する事業は、原木しいたけ種駒購入サポート事業とし、実施することのできる者（以下「事業実施主体」という。）及び採択基準については、別表 1 に定めるところによる。

## 第 3 事業実施の手続等

### 1 原木しいたけ種駒購入サポート事業計画書の作成

事業実施主体は、事業に係る原木しいたけ種駒購入サポート事業計画書（要綱様式第 1 号）を管轄する西臼杵支庁又は農林振興局長（以下「農林振興局長等」という。）を経由して知事に提出するものとする。

### 2 原木しいたけ種駒購入サポート事業計画書の変更

事業実施主体は、補助金の 30%以上を超える変更が生じた場合には、第 4 の 1 に準じて変更の手続きを行うとともに、県交付要綱第 9 条の規定に基づく変更承認申請書の提出を行うものとする。

## 第 4 書類検査

1 事業実施主体は、要綱第 12 条に定める実績報告書を提出するにあたり、所管の農林振興局長等の書類検査を受けるものとする。

2 農林振興局長等は、前項の検査を実施した時は、遅滞なく検査調書（別記様式第 1 号）を作成し、知事に報告するものとする。

## 附 則

この要領は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

## 別表1（第2関係）

### 事業実施主体及び採択基準

#### 1 種駒の購入に係る価格高騰分に対する支援

- (1) 種駒の種類は、原木しいたけであること。
- (2) 県内在住であること。
- (3) 県内で自ら原木しいたけの生産を行っている者。
- (4) 各地域の生産部会（振興会）に所属している者。
- (5) 令和8年1月～令和8年5月に購入する種駒であること。
- (6) 補助対象とする種駒数量の下限は1万駒以上とする。

# 検査調書

かい長	総括次長	技術次長	課長	課員	担当者
事業名	年度原木しいたけ種駒購入サポート事業				
事業実施主体名					
事業量	種駒数量		駒		
	推進事務支援		式		
事業費	円				
事業期間	自	年	月	日	
	至	年	月	日	
検査日	年		月	日	
検査意見					
<p>上記のとおり検査しました。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: center;">検査員職氏名</p> <p style="text-align: right;">印</p> <p>宮崎県知事 殿</p>					

宮崎県知事 殿

住 所  
氏 名  
(法人にあってはその名称及び代表者の職氏名)

令和〇年度原木しいたけ種駒購入サポート事業計画について

原木しいたけ種駒購入サポート事業実施要領第3の規定により、関係書類を提出する。

記

- 1 添付書類  
事業計画書（様式第1号、別紙1、別紙2）
- 2 本件担当者氏名等  
担当者氏名：  
電 話 番 号：  
電 子 メール：